

普代村と学校法人追手門学院との連携協力  
に関する協定書

(経費)

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として両者においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙、いずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間を有効とし、その後の更新も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

普代村(以下「甲」という)及び学校法人追手門学院(以下「乙」という)は、次のとおり包括連携協定を結ぶものとする。

(目的)

第1条 甲は地域が抱える課題の解決に向けて、また、乙は地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を目指し、相互に発展するために保健、福祉、産業、環境、教育、文化、まちづくり等の分野において協力することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 地域産業振興のための事業の実施
- (4) まちづくりのための事業の実施
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携協力

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を保持する。

平成27年4月1日

甲 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2

普代村長

桝屋伸夫



乙 大阪府茨木市西安威2丁目1番15号  
学校法人 追手門学院

理事長

11/原、後日

